

四半期報告書

(第89期第2四半期)

株式会社福岡中央銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【株価の推移】	20
3 【役員の状況】	20
第5 【経理の状況】	21
1 【中間連結財務諸表】	21
2 【その他】	21
3 【中間財務諸表】	22
4 【その他】	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	54

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成21年11月26日

【四半期会計期間】 第89期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 末 松 修

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 中 島 健 二

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 中 島 健 二

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第87期中	第88期中	第89期中	第87期	第88期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	5,392	5,701	5,372	10,980	11,412
経常利益	百万円	1,033	395	139	785	334
中間純利益	百万円	553	231	61	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	311	171
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
発行済株式総数	千株	27,371	27,371	27,371	27,371	27,371
純資産額	百万円	21,205	18,555	18,211	19,625	16,806
総資産額	百万円	416,035	424,589	434,662	420,289	418,516
預金残高	百万円	383,569	391,967	409,002	392,130	392,525
貸出金残高	百万円	298,180	304,861	324,130	307,140	323,687
有価証券残高	百万円	72,629	83,556	79,368	72,689	60,068
1株当たり純資産額	円	777.94	681.29	670.56	720.14	618.72
1株当たり中間純利益金額	円	20.29	8.48	2.27	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	11.43	6.31
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	5.09	4.37	4.18	4.66	4.01
単体自己資本比率(国内基準)	%	9.35	8.58	8.85	9.10	8.92
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△16,424	△7,559	5,081	7,492	△13,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△2,297	△13,384	△17,607	△4,401	6,086
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△72	△74	△69	△143	△173
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	6,808	7,531	7,876	28,551	20,471
従業員数	人	514	529	549	487	512
[外、平均臨時従業員数]		[45]	[46]	[46]	[44]	[46]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
7. 従業員数については、就業人員数を表示しております。
8. 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当する会社はありません。

4 【従業員の状況】

当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	549 [46]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員87人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容に重要な変更はありません。

また、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生していません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

① 経営成績の分析

当第2四半期会計期間の経営成績につきましては、経常収益は、資金運用収益やその他業務収益の減少等を主因に前年同四半期比84百万円減少し27億22百万円となりました。

一方、経常費用は、その他経常費用の増加等を主因に前年同四半期比4億76百万円増加し29億6百万円となりました。

その結果、経常損益は前年同四半期比5億59百万円減少して1億84百万円の損失となり、四半期純損益につきましても1億30百万円の損失となりました。

② 財政状態の分析

当第2四半期末の主要勘定残高につきましては、預金及び譲渡性預金は、前事業年度末比151億50百万円増加の4,108億25百万円となりました。貸出金につきましても、前事業年度末比4億43百万円増加の3,241億30百万円となりました。

資産につきましては、有価証券やコールローン等の増加により、前事業年度末比161億46百万円増加の4,346億62百万円となりました。

負債につきましては、預金等の増加により前事業年度末比147億40百万円増加の4,164億50百万円となりました。

純資産につきましては、その他有価証券評価差額金の増加等により前事業年度末比14億5百万円増加の182億11百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

国内業務部門では、資金運用収支は1,969百万円、役務取引等収支は△3百万円、その他業務収支は0百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は26百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は△0百万円となりました。

合計では、資金運用収支は1,995百万円、役務取引等収支は△2百万円、その他業務収支は△0百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期会計期間	2,008	46	2,054
	当第2四半期会計期間	1,969	26	1,995
うち資金運用収益	前第2四半期会計期間	2,389	61	2,450
	当第2四半期会計期間	2,283	40	2,323
うち資金調達費用	前第2四半期会計期間	381	15	396
	当第2四半期会計期間	313	14	327
役務取引等収支	前第2四半期会計期間	△51	0	△51
	当第2四半期会計期間	△3	0	△3
うち役務取引等収益	前第2四半期会計期間	162	2	164
	当第2四半期会計期間	180	1	181
うち役務取引等費用	前第2四半期会計期間	213	1	214
	当第2四半期会計期間	184	1	185
その他業務収支	前第2四半期会計期間	152	0	152
	当第2四半期会計期間	0	△0	△0
うちその他業務収益	前第2四半期会計期間	152	0	152
	当第2四半期会計期間	0	—	0
うちその他業務費用	前第2四半期会計期間	0	—	0
	当第2四半期会計期間	—	0	0

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、182百万円となりました。

役務取引等費用は、185百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期会計期間	162	2	164
	当第2四半期会計期間	180	1	182
うち預金・貸出業務	前第2四半期会計期間	26	—	26
	当第2四半期会計期間	25	—	25
うち為替業務	前第2四半期会計期間	90	2	93
	当第2四半期会計期間	88	1	90
うち証券関連業務	前第2四半期会計期間	15	—	15
	当第2四半期会計期間	18	—	18
うち代理業務	前第2四半期会計期間	10	—	10
	当第2四半期会計期間	12	—	12
うち保護預り 貸金庫業務	前第2四半期会計期間	0	—	0
	当第2四半期会計期間	0	—	0
うち保証業務	前第2四半期会計期間	0	—	0
	当第2四半期会計期間	0	—	0
役務取引等費用	前第2四半期会計期間	213	1	215
	当第2四半期会計期間	184	1	185
うち為替業務	前第2四半期会計期間	22	1	23
	当第2四半期会計期間	21	1	22

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	391,872	95	391,967
	平成21年9月30日	408,876	125	409,002
うち流動性預金	平成20年9月30日	115,445	63	115,508
	平成21年9月30日	138,968	106	139,075
うち定期性預金	平成20年9月30日	272,860	31	272,892
	平成21年9月30日	267,672	19	267,691
うちその他	平成20年9月30日	3,566	—	3,566
	平成21年9月30日	2,235	—	2,235
譲渡性預金	平成20年9月30日	7,980	—	7,980
	平成21年9月30日	1,822	—	1,822
総合計	平成20年9月30日	399,852	95	399,948
	平成21年9月30日	410,699	125	410,825

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	304,861	100.00
製造業	19,365	6.35
農業	208	0.07
林業	—	—
漁業	102	0.03
鉱業	5,177	1.70
建設業	33,505	10.99
電気・ガス・熱供給・水道業	2,390	0.78
情報通信業	3,820	1.25
運輸業	9,210	3.02
卸売・小売業	31,724	10.41
金融・保険業	16,239	5.33
不動産業	46,395	15.22
各種サービス業	40,501	13.29
地方公共団体	15,374	5.04
その他	80,847	26.52
国際業務部門	—	—
製造業	—	—
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸売・小売業	—	—
金融・保険業	—	—
不動産業	—	—
各種サービス業	—	—
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	304,861	—

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	324,130	100.00
製造業	20,620	6.36
農業, 林業	236	0.07
漁業	75	0.02
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,946	0.60
建設業	39,863	12.30
電気・ガス・熱供給・水道業	2,341	0.72
情報通信業	3,737	1.15
運輸業, 郵便業	11,714	3.62
卸売業, 小売業	38,257	11.80
金融業, 保険業	15,730	4.86
不動産業, 物品賃貸業	54,059	16.68
各種サービス業	44,367	13.69
地方公共団体	8,723	2.69
その他	82,456	25.44
国際業務部門	—	—
製造業	—	—
農業, 林業	—	—
漁業	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業, 郵便業	—	—
卸売業, 小売業	—	—
金融業, 保険業	—	—
不動産業, 物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	324,130	—

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引であります。国際業務部門は国内店の外貨建取引で、該当はありません。
2. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスにより5億44百万円減少し、当第2四半期末残高は、78億76百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において営業活動における資金は、8億87百万円のマイナスとなりました。

これは主に、貸出金の純増等によるもので、前第2四半期会計期間に比べ15億8百万円減少しました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において投資活動における資金は、3億43百万円のプラスとなりました。

これは主に、有価証券の売却による収入等によるもので、前第2四半期会計期間に比べ5億71百万円増加しました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において財務活動における資金は、0百万円のマイナスとなりました。

これは主に、自己株式の取得による支出等によるもので、前第2四半期会計期間に比べ5百万円増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	4,342	4,085	△257
経費(除く臨時処理分)	3,192	3,131	△61
人件費	1,933	1,786	△147
物件費	1,093	1,171	78
税金	166	173	7
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,149	953	△196
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,149	953	△196
一般貸倒引当金繰入額	235	△152	△387
業務純益	914	1,106	192
うち債券関係損益	152	—	△152
臨時損益	△518	△967	△449
株式関係損益	72	△260	△332
不良債権処理損失	593	676	83
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	570	563	△7
延滞債権売却損	3	3	0
その他	18	109	91
その他臨時損益	2	△30	△32
経常利益	395	139	△256
特別損益	△37	△41	△4
うち固定資産処分損益	△10	△18	△8
うち減損損失	27	22	△5
税引前中間純利益	358	97	△261
法人税、住民税及び事業税	261	9	△252
法人税等調整額	△134	26	160
法人税等合計	127	35	△92
中間純利益	231	61	△170

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.41	2.23	△0.18
(イ)貸出金利回	2.78	2.57	△0.21
(ロ)有価証券利回	1.63	1.43	△0.20
(2) 資金調達原価 ②	1.98	1.83	△0.15
(イ)預金等利回	0.37	0.31	△0.06
(ロ)外部負債利回	—	—	—
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.43	0.40	△0.03

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2. 有価証券利回には商品有価証券利回を含んでおりません。
 3. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	12.01	10.86	△1.15
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	12.01	10.86	△1.15
業務純益ベース	9.55	12.60	3.05
中間純利益ベース	2.41	0.70	△1.71

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	391,967	409,002	17,035
預金(平残)	388,774	406,095	17,321
貸出金(未残)	304,861	324,130	19,269
貸出金(平残)	302,319	319,526	17,207

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	306,220	304,789	△1,431
法人	76,407	85,203	8,796
合計	382,627	389,992	7,365

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	54,461	54,020	△441
住宅ローン残高	34,907	36,729	1,822
その他ローン残高	19,553	17,290	△2,263

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	269,934	295,111	25,177
総貸出金残高	② 百万円	304,861	324,130	19,269
中小企業等貸出金比率	①/② %	88.54	91.04	2.50
中小企業等貸出先件数	③ 件	28,596	27,503	△1,093
総貸出先件数	④ 件	28,642	27,551	△1,091
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.83	99.82	△0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	4	18	1	0
保証	54	388	65	366
計	58	407	66	366

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,500	2,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,203	1,203
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,396	1,396
	その他利益剰余金	10,743	10,609
	その他	—	—
	自己株式(△)	65	96
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	68	67
	その他有価証券の評価差損(△)	1,095	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	14,614	15,544
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,936	2,936
	一般貸倒引当金	1,371	1,399
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	4,307	4,336	
うち自己資本への算入額 (B)	4,307	4,336	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	18,822	19,831

リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目		202,764	207,617
	オフ・バランス取引等項目		561	623
	信用リスク・アセットの額	(E)	203,326	208,241
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %)	(F)	16,034	15,751
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,282	1,260
	計 (E) + (F)	(H)	219,361	223,993
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)			8.58	8.85
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)			6.66	6.93

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72	98
危険債権	59	46
要管理債権	22	19
正常債権	2,902	3,084

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、第1四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
門司支店	北九州市門司区 東本町1-2-11	新築 (建替)	鉄筋コンクリート 造2階建銀行店舗 敷地面積592.49㎡ 建物延面積556.00㎡	235	38	自己資金 による	平成21年 9月	平成22年 4月
本店ほか 各支店	福岡市中央区 ほか	新設	事務機械等	69	19	同上	平成21年 10月	平成22年 3月

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 事務機械等の主なものは、平成22年3月までに購入予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,371,605	同左	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式で、単元株式数は1,000株 であります。
計	27,371,605	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	27,371	—	2,500,000	—	1,203,777

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	2,515	9.19
日本トラスティ・サービス 信託銀行 株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,113	7.71
福岡中央銀行行員持株会	福岡市中央区大名二丁目12番1号	1,378	5.03
株式会社 宮崎太陽銀行	宮崎市広島二丁目1番31号	1,334	4.87
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,324	4.83
株式会社 豊和銀行	大分市王子中町4番10号	1,141	4.16
株式会社 南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	912	3.33
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	864	3.15
株式会社 三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	833	3.04
株式会社 熊本ファミリー銀行	熊本市水前寺六丁目29番20号	720	2.63
計	—	13,136	47.99

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) 2,113千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 212,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,849,000	26,849	—
単元未満株式	普通株式 310,605	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	27,371,605	—	—
総株主の議決権	—	26,849	—

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。
2. 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式678株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目 12番1号	212,000	—	212,000	0.77
計	—	212,000	—	212,000	0.77

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	380	380	380	365	360	350
最低(円)	350	350	344	312	318	320

(注) 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
4. 当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※6 8,262	※6 8,105	※6 21,202
コールローン	16,000	10,300	—
買入金銭債権	1	1	1
商品有価証券	129	52	92
有価証券	※6 83,556	※6 79,368	※6 60,068
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 304,861	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 324,130	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 323,687
外国為替	※5 89	※5 120	※5 101
その他資産	※6 1,058	※6 983	※6 1,061
有形固定資産	※8, ※9 12,103	※8, ※9 13,302	※8, ※9 13,106
無形固定資産	148	102	116
繰延税金資産	3,122	3,326	4,312
支払承諾見返	407	366	371
貸倒引当金	△5,151	△5,497	△5,607
資産の部合計	424,589	434,662	418,516
負債の部			
預金	※6 391,967	※6 409,002	※6 392,525
譲渡性預金	7,980	1,822	3,150
その他負債	2,302	2,188	2,465
未払法人税等	267	18	150
その他の負債	2,035	2,170	2,314
退職給付引当金	474	101	251
役員退職慰労引当金	146	192	171
睡眠預金払戻損失引当金	100	122	122
再評価に係る繰延税金負債	※8 2,653	※8 2,653	※8 2,653
支払承諾	407	366	371
負債の部合計	406,033	416,450	401,710
純資産の部			
資本金	2,500	2,500	2,500
資本剰余金	1,203	1,203	1,203
資本準備金	1,203	1,203	1,203
利益剰余金	12,140	12,005	12,011
利益準備金	1,396	1,396	1,396
その他利益剰余金	10,743	10,609	10,615
固定資産圧縮積立金	487	483	485
別途積立金	9,775	9,775	9,775
繰越利益剰余金	481	350	355
自己株式	△65	△96	△95
株主資本合計	15,778	15,612	15,620
その他有価証券評価差額金	△1,095	△1,273	△2,687
土地再評価差額金	※8 3,872	※8 3,872	※8 3,872
評価・換算差額等合計	2,777	2,599	1,185
純資産の部合計	18,555	18,211	16,806
負債及び純資産の部合計	424,589	434,662	418,516

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	5,701	5,372	11,412
資金運用収益	4,983	4,721	9,809
(うち貸出金利息)	4,223	4,130	8,449
(うち有価証券利息配当金)	711	581	1,293
役務取引等収益	352	370	673
その他業務収益	154	1	601
その他経常収益	210	279	327
経常費用	5,305	5,233	11,077
資金調達費用	752	642	1,457
(うち預金利息)	745	637	1,440
役務取引等費用	396	364	775
その他業務費用	0	—	435
営業経費	※1 3,246	※1 3,233	6,485
その他経常費用	※2 910	※2 991	※2 1,922
経常利益	395	139	334
特別損失	37	41	51
固定資産処分損	10	18	15
減損損失	※3 27	※3 22	※3 36
税引前中間純利益	358	97	282
法人税、住民税及び事業税	261	9	354
法人税等調整額	△134	26	△243
法人税等合計	127	35	110
中間純利益	231	61	171

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	2,500	2,500	2,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,500	2,500	2,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	1,203	1,203	1,203
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,203	1,203	1,203
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	1,396	1,396	1,396
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,396	1,396	1,396
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	489	485	489
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△1	△1	△3
当中間期変動額合計	△1	△1	△3
当中間期末残高	487	483	485
別途積立金			
前期末残高	9,575	9,775	9,575
当中間期変動額			
別途積立金の積立	200	—	200
当中間期変動額合計	200	—	200
当中間期末残高	9,775	9,775	9,775
繰越利益剰余金			
前期末残高	516	355	516
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△67	△136
中間純利益	231	61	171
自己株式の処分	△0	—	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	1	1	3
別途積立金の積立	△200	—	△200
当中間期変動額合計	△34	△4	△161
当中間期末残高	481	350	355
利益剰余金合計			
前期末残高	11,977	12,011	11,977
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△67	△136
中間純利益	231	61	171
自己株式の処分	△0	—	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当中間期変動額合計	163	△6	34
当中間期末残高	12,140	12,005	12,011

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	△58	△95	△58
当中間期変動額			
自己株式の取得	△6	△1	△42
自己株式の処分	0	－	5
当中間期変動額合計	△6	△1	△36
当中間期末残高	△65	△96	△95
株主資本合計			
前期末残高	15,622	15,620	15,622
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△67	△136
中間純利益	231	61	171
自己株式の取得	△6	△1	△42
自己株式の処分	0	－	4
当中間期変動額合計	156	△7	△1
当中間期末残高	15,778	15,612	15,620
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	130	△2,687	130
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,225	1,413	△2,817
当中間期変動額合計	△1,225	1,413	△2,817
当中間期末残高	△1,095	△1,273	△2,687
土地再評価差額金			
前期末残高	3,872	3,872	3,872
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－
当中間期末残高	3,872	3,872	3,872
評価・換算差額等合計			
前期末残高	4,002	1,185	4,002
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,225	1,413	△2,817
当中間期変動額合計	△1,225	1,413	△2,817
当中間期末残高	2,777	2,599	1,185
純資産合計			
前期末残高	19,625	16,806	19,625
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△67	△136
中間純利益	231	61	171
自己株式の取得	△6	△1	△42
自己株式の処分	0	－	4
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,225	1,413	△2,817
当中間期変動額合計	△1,069	1,405	△2,819
当中間期末残高	18,555	18,211	16,806

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益	358	97	282
減価償却費	168	197	369
減損損失	27	22	36
貸倒引当金の増減(△)	676	△109	1,132
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△192	△149	△415
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△79	21	△55
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△5	0	16
資金運用収益	△4,983	△4,721	△9,809
資金調達費用	752	642	1,457
有価証券関係損益(△)	△224	260	△35
為替差損益(△は益)	1	0	1
固定資産処分損益(△は益)	10	18	15
貸出金の純増(△)減	2,278	△443	△16,547
預金の純増減(△)	△163	16,476	395
譲渡性預金の純増減(△)	5,870	△1,327	1,040
預け金(預入期間三ヶ月超)の純増(△)減	—	502	—
コールローン等の純増(△)減	△15,966	△10,299	33
外国為替(資産)の純増(△)減	△16	△19	△28
資金運用による収入	4,904	4,738	9,698
資金調達による支出	△640	△795	△1,131
その他	49	106	146
小計	△7,175	5,220	△13,397
法人税等の支払額	△384	△138	△592
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,559	5,081	△13,990
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△47,234	△24,199	△59,403
有価証券の売却による収入	4,783	1,513	24,535
有価証券の償還による収入	29,753	5,505	42,828
有形固定資産の取得による支出	△661	△400	△1,844
有形固定資産の除却による支出	—	△11	△1
無形固定資産の取得による支出	△25	△15	△28
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,384	△17,607	6,086
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△68	△67	△136
自己株式の取得による支出	△6	△1	△42
自己株式の売却による収入	0	—	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△74	△69	△173
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△0	△1
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△21,019	△12,595	△8,079
現金及び現金同等物の期首残高	28,551	20,471	28,551
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 7,531	※1 7,876	※1 20,471

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>同 左</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
7. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	同 左	同 左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
10. (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,747百万円、延滞債権額は11,353百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,178百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,463百万円、延滞債権額は11,870百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,909百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,004百万円、延滞債権額は10,913百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,796百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,278百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,790百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="231 1014 563 1144"> <tr> <td>有価証券</td> <td>221百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>562百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,797百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	221百万円	預け金	4百万円	担保資産に対応する債務		預金	562百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,243百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,781百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="654 1014 986 1144"> <tr> <td>有価証券</td> <td>227百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>352百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,772百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	227百万円	預け金	4百万円	担保資産に対応する債務		預金	352百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,714百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,659百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1058 1014 1390 1144"> <tr> <td>有価証券</td> <td>227百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>447百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券18,028百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	227百万円	預け金	4百万円	担保資産に対応する債務		預金	447百万円
有価証券	221百万円																									
預け金	4百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	562百万円																									
有価証券	227百万円																									
預け金	4百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	352百万円																									
有価証券	227百万円																									
預け金	4百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	447百万円																									

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,540百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが17,935百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,931百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが18,523百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,333百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが19,800百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,367百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,249百万円</p> <p>減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,007百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,359百万円</p> <p>減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,367百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,308百万円</p> <p>減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)																								
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 134百万円 無形固定資産 34百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額805百万円及び株式等償却72百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 当中間会計期間において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="220 792 571 927"> <tr><td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産 3カ所</td></tr> <tr><td>種類</td><td>建物動産</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>27百万円</td></tr> </table> <p>稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産 3カ所	種類	建物動産	減損損失額	27百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 175百万円 無形固定資産 22百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額410百万円、株式等売却損224百万円及び株式等償却221百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 当中間会計期間において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="639 792 991 927"> <tr><td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産 1カ所</td></tr> <tr><td>種類</td><td>建物その他</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>22百万円</td></tr> </table> <p>稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産 1カ所	種類	建物その他	減損損失額	22百万円	<p>※1. _____</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,561百万円及び株式等償却267百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 当事業年度において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1059 792 1410 994"> <tr><td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産 (旧営業店舗) 4カ所</td></tr> <tr><td>種類</td><td>建物その他</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>36百万円</td></tr> </table> <p>稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産 (旧営業店舗) 4カ所	種類	建物その他	減損損失額	36百万円
地域	福岡県																									
主な用途	遊休資産 3カ所																									
種類	建物動産																									
減損損失額	27百万円																									
地域	福岡県																									
主な用途	遊休資産 1カ所																									
種類	建物その他																									
減損損失額	22百万円																									
地域	福岡県																									
主な用途	遊休資産 (旧営業店舗) 4カ所																									
種類	建物その他																									
減損損失額	36百万円																									

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	120	15	0	135	(注)
合計	120	15	0	135	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取及び買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	68	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月27日 取締役会	普通株式	68	その他 利益剰余金	2.50	平成20年9月30日	平成20年12月8日

II 当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	208	3	—	212	(注)
合計	208	3	—	212	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	67	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月26日 取締役会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成21年9月30日	平成21年12月7日

Ⅲ 前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	120	100	11	208	(注)
合計	120	100	11	208	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取及び買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	68	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月27日 取締役会	普通株式	68	2.50	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成20年9月30日現在	平成21年9月30日現在	平成21年3月31日現在
現金預け金勘定 8,262	現金預け金勘定 8,105	現金預け金勘定 21,202
定期預け金 (預入期間3ヵ月超) △731	定期預け金 (預入期間3ヵ月超) △229	定期預け金 (預入期間3ヵ月超) △731
現金及び現金同等物 <u>7,531</u>	現金及び現金同等物 <u>7,876</u>	現金及び現金同等物 <u>20,471</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 該当ありません。</p> <p>(イ) 無形固定資産 該当ありません。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>92百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>92百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>48百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>48百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>44百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>44百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>30百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>45百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</p>	取得価額相当額		有形固定資産	92百万円	合計	92百万円	有形固定資産	48百万円	合計	48百万円	有形固定資産	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	44百万円	合計	44百万円	1年内	14百万円	1年超	30百万円	合計	45百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 同 左</p> <p>(イ) 無形固定資産 同 左</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>41百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</p>	取得価額相当額		有形固定資産	70百万円	合計	70百万円	有形固定資産	41百万円	合計	41百万円	有形固定資産	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	29百万円	合計	29百万円	1年内	14百万円	1年超	16百万円	合計	30百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 同 左</p> <p>(イ) 無形固定資産 同 左</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>36百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>23百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>37百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円</p>	取得価額相当額		有形固定資産	70百万円	合計	70百万円	有形固定資産	34百万円	合計	34百万円	有形固定資産	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	36百万円	合計	36百万円	1年内	14百万円	1年超	23百万円	合計	37百万円
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	92百万円																																																																									
合計	92百万円																																																																									
有形固定資産	48百万円																																																																									
合計	48百万円																																																																									
有形固定資産	一百万円																																																																									
合計	一百万円																																																																									
有形固定資産	44百万円																																																																									
合計	44百万円																																																																									
1年内	14百万円																																																																									
1年超	30百万円																																																																									
合計	45百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	70百万円																																																																									
合計	70百万円																																																																									
有形固定資産	41百万円																																																																									
合計	41百万円																																																																									
有形固定資産	一百万円																																																																									
合計	一百万円																																																																									
有形固定資産	29百万円																																																																									
合計	29百万円																																																																									
1年内	14百万円																																																																									
1年超	16百万円																																																																									
合計	30百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	70百万円																																																																									
合計	70百万円																																																																									
有形固定資産	34百万円																																																																									
合計	34百万円																																																																									
有形固定資産	一百万円																																																																									
合計	一百万円																																																																									
有形固定資産	36百万円																																																																									
合計	36百万円																																																																									
1年内	14百万円																																																																									
1年超	23百万円																																																																									
合計	37百万円																																																																									

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 																																				
<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	14百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	13百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円	<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	7百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	7百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円	<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	22百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	21百万円	支払利息相当額	1百万円	減損損失	—百万円
支払リース料	14百万円																																					
リース資産減損	—百万円																																					
勘定の取崩額																																						
減価償却費相当額	13百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
減損損失	—百万円																																					
支払リース料	7百万円																																					
リース資産減損	—百万円																																					
勘定の取崩額																																						
減価償却費相当額	7百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
減損損失	—百万円																																					
支払リース料	22百万円																																					
リース資産減損	—百万円																																					
勘定の取崩額																																						
減価償却費相当額	21百万円																																					
支払利息相当額	1百万円																																					
減損損失	—百万円																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 																																				
<p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 																																				
<p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>																																				
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 																																				
<table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	1年内	2百万円	1年超	3百万円	合計	5百万円	<table> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3百万円</td> </tr> </table>	1年内	1百万円	1年超	1百万円	合計	3百万円	<table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4百万円</td> </tr> </table>	1年内	2百万円	1年超	1百万円	合計	4百万円																		
1年内	2百万円																																					
1年超	3百万円																																					
合計	5百万円																																					
1年内	1百万円																																					
1年超	1百万円																																					
合計	3百万円																																					
1年内	2百万円																																					
1年超	1百万円																																					
合計	4百万円																																					

(有価証券関係)

- ※1. 中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
※2. 前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
その他	5,000	4,704	△295

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	9,641	9,185	△455
債券	58,058	58,023	△34
国債	30,594	30,548	△46
地方債	2,946	2,969	23
社債	24,516	24,505	△11
その他	12,061	10,711	△1,349
合計	79,760	77,921	△1,839

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 当中間会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理に該当するものはありませんでした。

有価証券の減損処理については、中間決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	623
その他	12

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
その他	5,000	4,547	△452

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	8,985	7,997	△987
債券	55,292	55,551	259
国債	27,849	28,160	311
地方債	2,667	2,720	53
社債	24,775	24,669	△105
その他	11,642	10,232	△1,409
合計	75,920	73,781	△2,138

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式等については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額は、株式202百万円であります。

有価証券の減損処理については、中間決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	574
その他	12

Ⅲ 前事業年度末

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	92	△0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他	5,000	4,657	△342	—	342

(注) 1. 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	10,701	8,736	△1,964	701	2,665
債券	37,218	36,683	△534	291	825
国債	17,755	17,789	33	221	187
地方債	2,667	2,708	41	42	1
社債	16,795	16,186	△609	27	637
その他	11,056	9,044	△2,012	—	2,012
合計	58,976	54,464	△4,511	992	5,503

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、165百万円であります。

有価証券の減損処理については、決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	24,535	738	5

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	593
その他	9

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,443	22,508	5,423	7,308
国債	—	10,480	—	7,308
地方債	—	2,606	102	—
社債	1,443	9,421	5,320	—
その他	3,000	3,881	2,952	2,000
合計	4,443	26,389	8,375	9,308

(金銭の信託関係)

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,839
その他有価証券	△1,839
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	744
その他有価証券評価差額金	△1,095

II 当中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,138
その他有価証券	△2,138
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	864
その他有価証券評価差額金	△1,273

III 前事業年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△4,511
その他有価証券	△4,511
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	1,824
その他有価証券評価差額金	△2,687

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

- (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間会計期間末

- (1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- (3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

Ⅲ 前事業年度末

1. 取引の状況に関する事項

当行は、先物為替予約及び為替スワップ取引を行っております。

先物為替予約及び為替スワップ取引は、顧客のニーズに応え為替変動リスクヘッジのために行っており、顧客の実需取引に限定しております。

また、リスク管理体制については、「市場関連リスク管理方針」、「市場関連リスク管理規定」に基づき、厳格なリスク管理を行っております。

なお、為替関係については、外為市場との直接取引は行っておらず、全て都市銀行等コルレス銀行への取次のみであるため、リスクはないと認識いたしております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

- II 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。

- III 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

(持分法損益等)

- I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
 - 1. 関連会社に関する事項
当行は、関連会社を有しておりません。

 - 2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

- II 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
 - 1. 関連会社に関する事項
当行は、関連会社を有しておりません。

 - 2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

- III 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
 - 1. 関連会社に関する事項
当行は、関連会社を有しておりません。

 - 2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	681.29	670.56	618.72
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	8.48	2.27	6.31

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	18,555	18,211	16,806
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	18,555	18,211	16,806
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	27,236	27,158	27,162

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	231	61	171
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	231	61	171
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	27,246	27,160	27,212

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

(1) 第2四半期会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	2,806	2,722
資金運用収益	2,436	2,309
(うち貸出金利息)	2,131	2,069
(うち有価証券利息配当金)	290	235
役務取引等収益	164	182
その他業務収益	152	0
その他経常収益	52	230
経常費用	2,430	2,906
資金調達費用	381	314
(うち預金利息)	377	311
役務取引等費用	215	185
その他業務費用	0	0
営業経費	1,560	1,573
その他経常費用	※1 272	※1 833
経常利益又は経常損失(△)	375	△184
特別損失	32	40
固定資産処分損	5	17
減損損失	27	22
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	342	△224
法人税、住民税及び事業税	215	4
法人税等調整額	△69	△98
法人税等合計	146	△94
四半期純利益又は四半期純損失(△)	196	△130

前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額250百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額352百万円、株式等売却損224百万円及び株式等償却177百万円を含んでおります。

(2) 中間配当

平成21年11月26日開催の取締役会において、第89期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	67百万円
--------	-------

1株当たりの中間配当金	2円50銭
-------------	-------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成21年11月26日

【会社名】 株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 末 松 修

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取末松修は、当行の第89期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。